

農業経営基盤の強化の促進  
に関する基本的な構想

令和5年9月

大多喜町

## 目 次

ページ

|   |     |
|---|-----|
| <b>第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</b>   |     |
| 1 大多喜町農業の概要   | 1   |
| 2 大多喜町農業の現状と課題  | 1   |
| 3 効率的かつ安定的な経営体の育成   | 2   |
| 4 農業経営基盤の強化の促進に向けた取り組み  | 2   |
| 5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する<br>目標   | 4   |
| 6 関係機関との連携  | 5   |
| <b>第 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様<br/>等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の<br/>指標</b>                    | 6   |
| <b>第 2 の 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の<br/>態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする<br/>青年等が目標とすべき農業経営の指標</b> | 1 5 |
| <b>第 3 第 2 の及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及<br/>び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項</b>                   |     |
| 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方   | 2 1 |
| 2 大多喜町が主体的に行う取組   | 2 1 |
| 3 関係機関の連携・役割分担の考え方  | 2 2 |
| 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成の<br>ための情報収集・相互提供   | 2 2 |
| <b>第 4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の<br/>集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関<br/>する事項</b>                 |     |
| 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用<br>の集積に関する目標  | 2 3 |
| 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項  | 2 4 |
| <b>第 5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項</b>   |     |
| 1 第 1 8 条第 1 項の協議の場の設置の方法、第 1 9 条第 1<br>項に規定する地域計画の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に<br>掲げる事業に関する事項        | 2 6 |
| 2 利用権設定等促進事業に関する事項  | 2 6 |
| 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認めら<br>れる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関す                                     |     |

|  |     |
|--|-----|
| る事項  | 3 3 |
| 4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項 | 3 7 |
| 5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項              | 3 8 |
| 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項                      | 3 9 |
| 7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項                         | 3 9 |
| <b>第6 その他</b>  | 4 0 |
| 別紙1 (第5の2の(1)⑥関係)                                    | 4 1 |
| 別紙2 (第5の2(2)関係)                                      | 4 3 |

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

### 1 大多喜町農業の概要

大多喜町は、房総半島南東部の山間部に位置し、西は市原市、君津市、南は勝浦市、鴨川市、東はいすみ市、北は睦沢町、長南町と5市2町に接し東南に約12km、南北に約19km、総面積129.87km<sup>2</sup>であり、約70%が林野である。また、北部の小丘陵地と南西部の標高250～340mの山地が房総半島の尾根を形成し、太平洋に注ぐ夷隅川が町の東部を南北方向に流れ、これに沿って比較的平坦な水田地帯が開けている。一方、東京湾に注ぐ養老川が町の西部を南北方向に流れ、これに沿って中山間水田が点在する。

大多喜町農業は、従来水稻中心に基幹産業として発展し、これに畜産、施設野菜、特用林産、果樹を複合とした経営が行われてきたが、近年の農業情勢や社会情勢の変化に伴い急速に兼業化が進行し他産業に比較し後退してきた。

このような状況下にあつて、水稻を基幹とした土地利用型経営農家、畜産、施設野菜、特用林産経営農家等が少数ではあるが育ってきており、先導的な役割を果たすことが期待されている。また、都市交流センター等での直売を中心に小規模な野菜等生産農家が増加してきており、高齢者、女性層の農業への取り組みが目立ってきている。

大多喜町においては、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

### 2 大多喜町農業の現状と課題

大多喜町の農業構造については、昭和40年代から隣接する市原市における工業団地の立地を契機として兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近、一層の兼業の進化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、中山間地域である老川、西畑地区などにおいては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の

耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

### 3 効率的かつ安定的な経営体の育成

大多喜町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

具体的な経営の指標は、大多喜町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人あたり520万円程度）、年間労働時間（農業従事者1人当たり1800～2000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が大多喜町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

### 4 農業経営基盤の強化の促進に向けた取組

大多喜町は、将来の大多喜町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

また、集落・地域での話し合いに基づく「地域計画」の作成・実行により、農地集積や新規就農・経営継承を促し、農業の体質強化を図る。

まず、営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、土地利用調整を全町的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善

団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農作業受託グループと連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、夷隅農業事務所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域である老川、西畑地区においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の

諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、大多喜町農業委員会（以下「農業委員会」という。）の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、大多喜町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

## 5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

### (1) 新規就農の現状

大多喜町の新規就農者は令和元年度から令和3年度にかけて年平均2名程度であり、従来からの基幹作物である水稻の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

### (2) 新たに農業を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、大多喜町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

#### ア 確保育成すべき人数の目標

千葉県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標450人を踏まえ、大多喜町においては年間2人程度の当該青年等の確保を目標とする。

#### イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する目標

大多喜町及びその周辺市町その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1800～2000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人当たり年間農業所得270万円程度）を目標とする。

### (3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた大多喜町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面に

については夷隅農業事務所やいすみ農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

## 6 関係機関等との連携

大多喜町は、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を夷隅農業事務所の協力を受けて行う。

また、稲作単一からの脱却と新規の集約的作目導入を図るため、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、水稻と組み合わせての複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間が満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に大多喜町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、大多喜町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

| 組織形態              | 営農類型  |
|-------------------|---|
| 個別経営体※1<br>(家族経営) | 水稻専作(作業受託含む)<br>林産物(椎茸+筍)+水稻<br>野菜(施設+露地)+水稻<br>施設野菜+果樹<br>酪農+飼料作物<br>肥育牛<br>養豚専業<br>採卵養鶏専業 |
| 組織経営体※2<br>(営農組合) | 施設花き専作  |

※1) 個別経営体(家族経営等)

「個別経営体」とは、個人又は法人の経営形態で、労働力構成として経営主1名とその家族(後継者等1名を含む)雇用労働者で営まれることを想定している。

※2) 組織経営体(営農組合等)

「組織経営体」とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか又はこれと併せて農作業を受託する組織であって、農事組合法人、株式会社や合同会社などのほか、経理の一元化など一定の要件を備えた集落営農についても対象として想定している。

【個別経営体】

| 営農類型 | 規 模   | 所得及び労働時間                                      | 生産方式  | 経営管理の方法   | 農業従事者の態様  |
|------|---|---|---|---|---|
| 水稲専作 | <p>経営面積</p> <p>水田 20 ha<br/>自作地<br/>4 ha<br/>借入地 16 ha</p> <p>労働力<br/>家族 2名<br/>(主たる従事者<br/>1名)</p> | <p>所得<br/>548 万円</p> <p>労働時間<br/>3,000 時間</p> | <p>&lt;資本装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ トラクター<br/>30 ps 1台<br/>40 ps 1台</li> <li>・ 側条施肥田植機(6条)<br/>1台</li> <li>・ 自脱型コンバイン(4条)<br/>1台</li> <li>・ ロータリー(1.6m) 1台<br/>1台</li> <li>・ ドライブハロー(2.4m)<br/>1台</li> <li>・ は種機 1台</li> <li>・ 育苗器 1台</li> <li>・ 動力散布機 1台</li> <li>・ 刈り払い機 1台</li> <li>・ トラック(2t) 1台</li> <li>・ 循環型乾燥機(3.2t)<br/>2台</li> <li>・ 動力粃すり機(5in) 1台</li> <li>・ 自動計量機 1台</li> </ul> <p>&lt;技術内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 稚苗移植栽培</li> <li>・ 側条施肥機利用</li> <li>・ 適正な品種の組み合わせ</li> <li>・ 機械費の削減</li> <li>・ 良食味米生産技術の向上</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長期間安定借地</li> <li>・ ほ場の団地化</li> <li>・ ほ場の基盤整備</li> <li>・ 作業受託</li> <li>・ パソコンを利用した経営管理</li> <li>・ 有利販売の検討</li> <li>・ 複式簿記の記帳</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期的休日確保</li> <li>・ 家族経営協定締結</li> </ul> |

算出の基礎

|          |   |                  |           |
|----------|---|------------------|-----------|
| 1. [品 目] | 主食用米+飼料用米生産の組み合わせ                                 | 5. [所得率]         | 25.0 %    |
| 2. [規 模] | 20 ha (主食用米10ha、飼料用米10ha)                         | 6. [単位規模当りの労働時間] | 15 時間/10a |
| 3. [生産量] | 主食用米 540kg/10a<br>飼料用米 630kg/10a                  | 7. [借入地面積]       | 16 ha     |
| 4. [単 価] | 主食用米 200円/kg<br>飼料用米 10円/kg<br>※飼料用米交付金 105千円/10a | 8. [10a当地代]      | 6,000 円   |

【個別経営体】

| 営農類型         | 規 模   | 所得及び労働時間                         | 生産方式   | 経営管理の方法  | 農業従事者の態様                           |
|--------------|---|----------------------------------|--|--|------------------------------------|
| 林産物（椎茸＋筍）＋水稲 | 椎茸<br>用役ほだ木<br>8,000 本<br>原木<br>4,000 本<br>水田<br>自作地<br>2 ha<br>竹林<br>2 ha<br>労働力<br>家族 1 名<br>（主たる従事者<br>1名）<br>雇用 1 名 | 所得<br>522 万円<br>労働時間<br>3,920 時間 | <資本装備><br>トラクター(25ps) 1 台<br>施肥田植機(2条) 1 台<br>自脱型コンバイン(2条)<br>1 台<br>軽トラック 1 台<br>発生ハウス<br>発芽室<br>暖房機<br>水槽<br>保冷庫<br>フォークリフト<br>運搬機<br>発電機<br>チェンソー<br><技術内容><br>・ 適正な品種の選択<br>・ 適正なほだ木の管理<br>・ 適正な水温管理<br>・ 適正なハウス内温度管理<br>・ 竹林の適正な管理<br>・ 筍の早期出荷・販売 | ・ パソコン利用による経営管理<br>・ 高度な栽培技術による良質・多収<br>・ 県内販売（市場・直売）<br>・ ほ場の団地化<br>・ ライスセンター利用<br>・ 原木の共同購入<br>・ 制度資金の活用 | ・ 定期的休日確保<br>・ パート導入<br>・ 家族経営協定締結 |
| 算出の基礎        |   |                                  |  |  |                                    |
| [品 目]        | [規模]  | [生産量]                            | [単 価]  | [所得率]  | [単位規模当りの労働時間]                      |
| 椎茸           | 8,000 本   | 1 kg/本                           | 1,000 円/kg   | 43 %   | 345 時間/1000本                       |
| 筍            | 2 ha  | 400 kg/10a                       | 450 円/kg   | 44 %   | 25 時間/10a                          |
| 水稲           | 2 ha  | 540 kg/10a                       | 200 円/kg   | 25 %   | 33 時間/10a                          |
| [1時間当りの雇用労賃] |   |                                  |  |  |                                    |
| 1,000 円      |   |                                  |  |  |                                    |

【個別経営体】

| 営農類型    | 規模   | 所得及び労働時間                             | 生産方式   | 経営管理の方法  | 農業従事者の態様   |
|---------|--|--------------------------------------|--|--|--|
| 施設野菜＋果樹 | ハウス<br>2,000 m <sup>2</sup><br><br>畑 20 a<br><br>労働力<br>家族 2名<br>(主たる従事者<br>1名)<br>雇用 1名 | 所得<br>560 万円<br><br>労働時間<br>3,420 時間 | <p>&lt;資本装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鉄骨ビニールハウス</li> <li>温風暖房機</li> <li>常温煙霧機</li> <li>トラクター(25ps) 1台</li> <li>管理機 1台</li> <li>作業場</li> <li>軽トラック 1台</li> <li>灌水装置 1台</li> <li>炭酸ガス施用機器 1台</li> <li>防除機 1台</li> </ul> <p>&lt;技術内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土壌分析による合理的な施肥</li> <li>適正な品種の組合せ</li> <li>高品質品種の導入</li> <li>パソコンによる複合環境制御と省力化</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>パソコン等利用による経営管理</li> <li>高度な栽培技術による良品、多収</li> <li>販売方法の検討</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>作業強度の軽減</li> <li>定期的休日確保</li> <li>家族経営協定締結</li> </ul> |

算出の基礎

| [品目]         | [規模] | [生産量(10a)] | [単価]    | [所得率]  | [単位当りの労働時間]  |
|--------------|------|------------|---------|--------|--------------|
| 半促成トマト       | 20 a | 18,000 kg  | 250 円   | 35.0 % | 1,200 時間/10a |
| ブルーベリー       | 10 a | 1,000 kg   | 3,000 円 | 54.0 % | 800 時間/10a   |
| ブドウ          | 5 a  | 1,400 kg   | 1,700 円 | 22.2 % | 440 時間/10a   |
| イチジク         | 5 a  | 2,800 kg   | 800 円   | 50.0 % | 400 時間/10a   |
| [1時間当りの雇用賃金] |      |            |         |        |              |
| 1,000 円      |      |            |         |        |              |

【個別経営体】

| 営農類型    | 規 模  | 所得及び労働時間                             | 生産方式  | 経営管理の方法  | 農業従事者の態様   |
|---------|--|--------------------------------------|---|--|--|
| 酪農＋飼料作物 | 乳牛<br>経産牛 26 頭<br>乾乳牛 2 頭<br>飼料畑 2 ha<br>自作地<br><br>労働力<br>家族 2 名<br>(主たる従事者 1名) | 所得<br>526 万円<br><br>労働時間<br>3,380 時間 | <p>&lt;資本装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>牛舎 (含機械装備)</li> <li>乾乳舎</li> <li>育成舎</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>トラクター(50ps) 1 台</li> <li>バキュームカー 1 台</li> <li>ダンプ(2t) 1 台</li> <li>たい肥施設</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>パソコン 1 式</li> <li>ロータリー 1 台</li> <li>パイプラインミルクカー</li> <li>バルクーラー</li> <li>トラクター(25ps) 1 台</li> <li>播種機 1 台</li> <li>細断型ロールペーラー 1 台</li> <li>自走式ラッピングマシン 1 台</li> </ul> <p>&lt;技術内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>つなぎ・パイプラインミルク方式</li> <li>TMR 方式採用</li> <li>牛群検定の利用</li> <li>パソコンによる牛群管理</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>飼料作物栽培用大型機械共同利用</li> <li>自給飼料生産基盤の整備</li> <li>糞尿の適正処理</li> <li>耕畜連携によるたい肥の利用促進</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>ヘルパーの活用</li> <li>定期的休日確保</li> <li>家族経営協定締結</li> </ul> |

算出の基礎

| [品目]  | [規模]     | [生産量(10a)]      | [単価]     | [所得率]  | [単位当りの労働時間]<br>成牛換算 1 当たり |
|-------|----------|-----------------|----------|--------|---------------------------|
| ・ 酪農  | 経産牛 26 頭 | 9,030 kg/年間 1 頭 | 110 円/kg | 20.4 % | 127 時間/年                  |
| ・ 飼料畑 | 2 ha     | 自家消費のため労働時間のみ算出 |          |        | 3.9 時間/10a                |

【個別経営体】

| 営農類型  | 規模   | 所得及び労働時間                             | 生産方式  | 経営管理の方法  | 農業従事者の態様   |
|-------|--|--------------------------------------|---|--|--|
| 肥育牛   | 黒毛和種<br>100 頭<br>出荷頭数<br>62 頭<br><br>労働力<br>家族 2 名<br>(主たる従事者<br>1名) | 所得<br>524 万円<br><br>労働時間<br>3,069 時間 | <p>&lt;資本装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 肥育牛舎</li> <li>・ 肥育舎</li> <li>・ 堆肥舎</li> <li>・ 農機具庫</li> <li>・ トラクター</li> <li>・ ダンプ</li> <li>・ 牛衡器</li> <li>・ 細霧装置、扇風機</li> <li>・ 運動場</li> <li>・ トラクター(25ps)</li> </ul> <p>&lt;技術内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 牛群管理パソコンシステム</li> <li>・ 国産稲わらの活用</li> <li>・ 地域の耕畜連携</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 簿記管理改善</li> <li>・ 導入先酪農との連携</li> <li>・ 耕畜連携によるたい肥の利用促進</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給餌システム合理化</li> <li>・ 定期的休日確保</li> <li>・ 家族経営協定締結</li> </ul> |
| 算出の基礎 |  |                                      |   |  |  |
| [品目]  | [規模]   | [生産量]                                | [単価]  | [所得率]  | [単位当りの労働時間]  |
| 肉用牛   | 販売頭数 62 頭  | 肥育牛 1 頭当たり<br>814 kg × 63 %          | 2,200 円/kg  | 7.5 %  | 49.5 時間/1 頭年   |

【個別経営体】

| 営農類型 | 規模   | 所得及び労働時間                             | 生産方式   | 経営管理の方法   | 農業従事者の態様   |
|------|--|--------------------------------------|--|---|--|
| 養豚専業 | 養豚<br>繁殖雌豚<br>100 頭<br>繁殖雄豚<br>5 頭<br>肥育豚<br>1,000 頭<br>経営面積<br>(施設等用地)<br>1.5 ha<br><br>労働力<br>家族 2 名<br>(主たる従事者<br>1名)<br>雇用 3 名 | 所得<br>587 万円<br><br>労働時間<br>5,334 時間 | <資本装備><br>・ 分娩・離乳舎<br>・ 子豚舎<br>・ 肥育豚舎<br>・ 種豚舎<br>・ 飼料タンク<br>倉庫<br>・ 堆肥舎<br>・ 発酵処理施設<br>・ 尿処理施設<br>・ 自動給餌機<br>・ トラック<br>・ ダンプ<br>・ ショベルローダー<br>・ バキュームカー<br>・ 消毒システム<br><技術内容><br>系統豚の利用<br>無看護分娩<br>・ 人工受精活用<br>繁殖豚群管理<br>・ 換気システム<br>・ 肥育管理システム化<br>効率的ふん尿処理<br>・ 消毒の徹底<br>・ 地域の耕畜連携 | ・ 雇用労働活用<br>・ 簿記管理改善<br>・ 堆肥化耕畜連携等の協同化<br><br>・ 慢性疾病改善等<br>・ 清浄化プログラム | ・ 定期的休日確保<br>・ 給餌・管理システムの自動化、合理化<br><br>・ 育成管理方式<br>・ 家族経営協定締結 |

算出の基礎

|                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 品目           | 養豚一貫専業                                 |
| 2. 規模           | 肥育豚 1,000 頭 + 繁殖用雌豚 100 頭 + 繁殖用雄豚 5 頭  |
| 3. 生産量          | 年間肉豚出荷頭数<br>2,180 頭以上<br>出荷時生体重 115 kg |
| 4. 単価           | 枝肉単価 596円/kg                           |
| 5. 所得率          | 6 %                                    |
| 6. 単位規模当たりの労働時間 | 出荷肥育豚数 1 頭当たり<br>2.47 時間/年・頭           |
| 7. 1 時間当たりの雇用労賃 | 1,100 円                                |

【個別経営体】

| 営農類型         | 規模   | 所得及び労働時間                             | 生産方式   | 経営管理の方法  | 農業従事者の態様  |
|--------------|--|--------------------------------------|--|--|---|
| 採卵養鶏<br>専業   | 採卵鶏<br>38,000 羽<br><br>経営面積<br>5,100 m <sup>2</sup><br><br>労働力<br>家族 2 名<br>(主たる従事者<br>1名)<br>雇用 1 名 | 所得<br>539 万円<br><br>労働時間<br>5,016 時間 | <p>&lt;資本装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鶏舎 (高床式鶏舎)</li> <li>・ 糞尿処理施設</li> <li>・ 飼料タンク</li> <li>・ 自動給餌システム</li> <li>・ 自動集卵機</li> <li>・ 自動除糞装置</li> <li>・ トラック</li> <li>・ バケットローダー</li> <li>・ パソコン</li> </ul> <p>&lt;技術内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大雛導入</li> <li>・ 光線管理</li> <li>・ 効率的なワチネーション</li> <li>・ 効率的なステージ別飼料給与</li> <li>・ 効率的な糞処理</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パソコン利用による経営管理</li> <li>・ 補助者 (雇用) の確保</li> <li>・ 選卵作業のGPセンター委託</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期的休日確保</li> <li>・ 家族経営協定締結</li> </ul> |
| 算出の基礎        |  |                                      |  |  |   |
| [品目]         | [規模]   | [生産量]                                | [単価]   | [所得率]  | [単位当りの労働時間]   |
| 採卵養鶏         | 38,000 羽   | 18.2 kg/羽                            | 215 円  | 3.5 %  | 13.2 時間/年100羽   |
| 鶏糞たい肥        | 50kg(半乾燥)/年・羽×38,000羽×200円/t   |                                      |  | 50.0 %   |   |
| [1時間当りの雇用賃金] |  |                                      |  |  |   |
| 1,100 円      |  |                                      |  |  |   |

【組織経営体】

| 営農類型   | 規 模  | 所得及び<br>労働時間                            | 生産方式   | 経営管理の方法   | 農業従事者の態様   |
|--|--|---|--|---|--|
| 施設花き専作<br>(コショウラン)   | ガラス室<br>11,000 m <sup>2</sup><br><br>労働力<br>役員 4名<br>雇用 5名 | 所得<br>5,250 万円<br><br>労働時間<br>24,200 時間 | <p>&lt;資本装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガラス室</li> <li>・ 三重カーテン</li> <li>・ 冷房機</li> <li>・ 暖房機</li> <li>・ 自動かん水機</li> <li>・ 液肥混入機</li> <li>・ ロータリーベンチ</li> <li>・ 土壌混合機</li> <li>・ ミスト</li> <li>・ パソコン</li> <li>・ 換気扇</li> <li>・ 電照</li> <li>・ 除湿器</li> <li>・ 管理舎</li> <li>・ 倉庫</li> </ul> <p>&lt;技術内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周年出荷技術の確立</li> <li>・ 栽培期間の短縮</li> <li>・ 商品化率の向上</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業、管理日誌の記帳と活用</li> <li>・ パソコン利用による経営・労務管理</li> <li>・ 高度な栽培技術による良品・多収</li> <li>・ 省エネ事業の活用</li> <li>・ 契約生産・販売</li> <li>・ 2日前販売を実施</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期的休日確保</li> <li>・ 常用雇用の増加</li> <li>・ 各種保険加入</li> </ul> |
| 算出の基礎  |  |   |  |   |  |
| <p>1. [品 目]   コショウラン</p> <p>2. [規 模]       11,000 m<sup>2</sup></p> <p>3. [生産量]       100,000 鉢</p> <p>4. [単 価]        3,000 円</p> <p>5. [所得率]        17.5 %</p> <p>6. [単位規模当りの労働時間]</p> <p style="padding-left: 100px;">2.2 時間/m<sup>2</sup></p> <p>7. [1時間当りの雇用労賃]</p> <p style="padding-left: 100px;">1,000 円</p> |  |   |  |   |  |

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に大多喜町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、大多喜町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

| 組織形態    | 営農類型                                       |
|---------|--|
| 個別経営体※1 | 水稲専作<br>露地野菜＋水稲<br>施設野菜＋果樹<br>露地野菜<br>施設野菜 |

※1) 個別経営体

本町農業の特徴として、農業生産の相当部分が家族経営によって担われている。そのため、この「個別経営体」についても、労働力構成として世帯主1名とその家族1名程度で営まれることを想定している。

個別経営体においては、複式簿記の導入やパソコン等を活用した経営管理を行い、家計と経営を分離して、経営内容を明確化するとともに家族経営協定など家族間の取り決めにより、計画的な休日の確保や家族への月給制の導入などの取組や各種保険に加入するなど労働環境の整備が重要である。

【個別経営体】

| 営農類型 | 規 模  | 所得及び労働時間                         | 生産方式   | 経営管理の方法  | 農業従事者の態様  |
|------|--|----------------------------------|--|--|---|
| 水稲専作 | 経営面積<br>水田 11.0 ha<br>借入地<br>11.0 ha<br>労働力<br>家族 2名<br>(主たる従事者<br>1名) | 所得<br>296 万円<br>労働時間<br>3,300 時間 | <p>&lt;資本装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>トラクター 40 ps 1台</li> <li>側条施肥田植機(6条) 1台</li> <li>自脱型コンバイン(4条) 1台</li> <li>ドライブハロー(2.4m) 1台</li> <li>ロータリー(1.6m) 1台</li> <li>は種機 1台</li> <li>育苗ハウス</li> <li>動力散布機 1台</li> <li>刈り払い機 1台</li> <li>軽トラック 1台</li> </ul> <p>&lt;技術内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>稚苗移植栽培</li> <li>側条施肥機利用</li> <li>適正な品種の組み合わせ</li> <li>機械費の削減</li> <li>良食味米生産技術の向上</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>ライスセンター利用</li> <li>パソコンを利用した経営管理</li> <li>有利販売の検討</li> <li>複式簿記の記帳</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>定期的休日確保</li> <li>家族経営協定締結</li> </ul> |

算出の基礎

|          |   |                  |           |
|----------|---|------------------|-----------|
| 1. [品 目] | 主食用米+飼料用米生産の組み合わせ   | 5. [所得率]         | 25.0 %    |
| 2. [規 模] | 11 ha (主食用米6ha、飼料用米5ha)                                     | 6. [単位規模当りの労働時間] | 30 時間/10a |
| 3. [生産量] | 主食用米 500kg/10a<br>飼料用米 600kg/10a                            | 7. [借入地面積]       | 16 ha     |
| 4. [単 価] | 主食用米 210円/kg (一部直売の平均)<br>飼料用米 10円/kg<br>※飼料用米交付金 105千円/10a | 8. [10a当り地代]     | 6,000 円   |

【個別経営体】

| 営農類型        | 規模  | 所得及び労働時間                         | 生産方式  | 経営管理の方法  | 農業従事者の態様   |
|-------------|---|----------------------------------|---|--|--|
| 露地野菜＋<br>水稲 | 経営面積<br>畑 25 a<br>水田 4 ha<br>借入地 4 ha<br>労働力<br>家族 2名<br>(主たる従事者<br>1名) | 所得<br>290 万円<br>労働時間<br>3,347 時間 | <p>&lt;資本装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ トラクター(25ps) 1台</li> <li>・ 施肥田植機(2条) 1台</li> <li>・ 自脱型コンバイン 1台</li> <li>・ 軽トラック 1台</li> <li>・ 動力散布機 1台</li> <li>・ 刈り払い機 1台</li> </ul> <p>&lt;技術内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土壌分析による合理的な施肥</li> <li>・ 適正な品種の組合せ</li> <li>・ 高品質品種の導入</li> <li>・ パソコンによる複合環境制御と省力化</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パソコン等利用による経営管理</li> <li>・ 高度な栽培技術による良品、多収</li> <li>・ 販売方法の検討</li> <li>・ 作付規模の拡大</li> <li>・ ライスセンター利用</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業強度の軽減</li> <li>・ 定期的休日確保</li> <li>・ 家族経営協定締結</li> </ul> |

算出の基礎

| [品目] | [規模] | [生産量(10a)] | [単価]  | [所得率]  | [単位当りの労働時間]  |
|------|------|------------|-------|--------|--------------|
| なす   | 10 a | 8,000 kg   | 310 円 | 46.2 % | 1,520 時間/10a |
| 長ねぎ  | 15 a | 3,200 kg   | 230 円 | 68.8 % | 391 時間/10a   |
| 水稲   | 4 ha | 500 kg     | 200 円 | 25.0 % | 31 時間/10a    |

【個別経営体】

| 営農類型    | 規模  | 所得及び労働時間                         | 生産方式  | 経営管理の方法   | 農業従事者の態様   |
|---------|---|----------------------------------|---|---|--|
| 施設野菜＋果樹 | 経営面積<br>ハウス<br>1,000 m <sup>2</sup><br>畑 10 a<br>労働力<br>家族 2名<br>(主たる従事者<br>1名) | 所得<br>272 万円<br>労働時間<br>1,800 時間 | <p>&lt;資本装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パイプハウス</li> <li>・ 温風暖房機</li> <li>・ トラクター(25ps) 1台</li> <li>・ 軽トラック 1台</li> <li>・ 灌水装置 1台</li> <li>・ 炭酸ガス施用機器 1台</li> </ul> <p>&lt;技術内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土壌分析による合理的な施肥</li> <li>・ 適正な品種の組合せ</li> <li>・ 高品質品種の導入</li> <li>・ パソコンによる複合環境制御と省力化</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パソコン等利用による経営管理</li> <li>・ 高度な栽培技術による良品、多収</li> <li>・ 販売方法の検討</li> <li>・ 作付規模の拡大</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業強度の軽減</li> <li>・ 定期的休日確保</li> <li>・ 家族経営協定締結</li> </ul> |

算出の基礎

| [品目]   | [規模] | [生産量(10a)] | [単価]    | [所得率]  | [単位当りの労働時間]  |
|--------|------|------------|---------|--------|--------------|
| *トマト   | 10 a | 18,000 kg  | 250 円   | 35.0 % | 1,200 時間/10a |
| ブルーベリー | 5 a  | 800 kg     | 3,000 円 | 54.0 % | 800 時間/10a   |
| いちじく   | 5 a  | 2,500 kg   | 800 円   | 50.0 % | 400 時間/10a   |

\* トマト (半促成＋抑制裁培)

【個別経営体】

| 営農類型 | 規 模  | 所得及び<br>労働時間                     | 生産方式   | 経営管理の方法   | 農業従事者の態様   |
|------|--|----------------------------------|--|---|--|
| 露地野菜 | 経営面積<br>畑 60 a<br>借入地 60 a<br>労働力<br>家族 2名<br>(主たる従事者<br>1名) | 所得<br>274 万円<br>労働時間<br>2,667 時間 | <p>&lt;資本装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>作業舎</li> <li>動力噴霧器 1台</li> <li>管理機 1台</li> <li>トラクター(25ps) 1台</li> <li>軽トラック 1台</li> </ul> <p>&lt;技術内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土壌分析による合理的な施肥</li> <li>適正な品種の組合せ</li> <li>高品質品種の導入</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>パソコン等利用による経営管理</li> <li>高度な栽培技術による良品、多収</li> <li>販売方法の検討</li> <li>作付規模の拡大</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>作業強度の軽減</li> <li>定期的休日確保</li> <li>家族経営協定締結</li> </ul> |

算出の基礎

| [品目]   | [規模] | [生産量(10a)] | [単価]  | [所得率]  | [単位当りの労働時間] |
|--------|------|------------|-------|--------|-------------|
| えだまめ   | 30 a | 700 kg     | 750 円 | 61.0 % | 234 時間/10a  |
| とうもろこし | 30 a | 1,500 kg   | 176 円 | 65.0 % | 71 時間/10a   |
| ナバナ    | 30 a | 600 kg     | 850 円 | 34.3 % | 380 時間/10a  |
| レタス    | 30 a | 2,800 kg   | 230 円 | 38.3 % | 204 時間/10a  |

### 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他の支援の実施に関する事項

#### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

大多喜町の特産品であるタケノコなどの農畜産物を安定的に生産し、大多喜の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、夷隅農業事務所及び千葉県農業者総合支援センター等の県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制の導入、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組む。

加えて、大多喜町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活用できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

#### 2 大多喜町が主体的に行う取組

大多喜町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、夷隅農業事務所や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、大多喜町が主体となって、夷隅農業事務所、農業委員会、農業協

同組合、農業教育機関等の関係団体と連携することにより、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制の構築を目指す。

加えて、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

大多喜町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### 3 関係機関の連携・役割分担の考え方

大多喜町は、夷隅農業事務所及び千葉県農業者総合支援センター等の関係と緊密な連携をとり、就農相談対応や人材確保に係る支援を行う。また、就農希望者の営農計画作成に対する支援を行う。就農希望者等の受入について、関係機関と連携した体制を構築するとともに、生活・住居等に関する情報の提供、定着する上での相談対応等をサポート行う。

農業委員会は、農業委員や農地利用最適化推進委員と連携し、就農希望者への農地等の情報提供を行う。

農業協同組合は、就農希望者等の作物ごとの営農技術等の指導を行うとともに、必要に応じて農業機械の貸与など必要なサポートを行う。

夷隅農業事務所は担い手の育成に向けて、普及指導員による指導に加え、各種の研修会等の実施や専門家派遣による個別支援などを行う。

個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり・コミュニケーションづくりを行う。

### 4 就農等希望者のマッチング及び農業者を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

大多喜町は、大多喜町農業再生協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、夷隅農業事務所へ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努める。さらに、新

たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう夷隅農業事務所及び千葉県農業者総合支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

#### 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

##### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

大多喜町農業の持続的な発展を目指す上で、農業生産の基盤である農用地をいかに保全・確保していくかは、重要な施策課題のひとつである。

そのためにも、優良農地を集団的に保全するという方針の下に無秩序な土地利用を防止する一方で、意欲と能力のある経営感覚に優れた担い手、すなわち効率的かつ安定的な農業経営を営む者（個別経営体・組織経営体）に農用地の利用集積を進めていくことが必要である。

目標年次におけるその利用集積の目標は、次に掲げるとおり。

| 区 分 | 農用地面積<br>(A) | 利用集積の<br>目標面積 (B) | 目標シェア<br>(B/A×100) |
|-----|--------------|-------------------|--------------------|
| 水 田 | 1,227 ha     | 697 ha            | 56.8 %             |
| 畑   | 372          | 132               | 35.5               |
| 合 計 | 1,599        | 829               | 51.8               |

注1) 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標には、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託面積を含む。）面積のシェアの目標である。

注2) 目標年次は、おおむね10年後とする。

注3) 現状（令和4年度末時点）の農用地利用集積の状況について農用地面積は1,599ha（水田1,227ha・畑372ha）、利用集積面積は128.1ha（水田121.6ha、畑6.5ha）、担い手への農地利用集積率は8%（水田7.6%、畑0.4%）である。

## 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

### (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

大多喜町の平坦部においては、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、大多喜町の山間部では、平坦部と同様に水稻を主体とする土地利用型農業が中心であるが、平坦部に比べると小区画、不整形な農地等、耕作条件の劣る農地が多く、また、水稻等の土地利用型農業については特に経営規模の大きな担い手が不足するとともに農業者の高齢化が進展し、農地の利用集積を図るべき経営体の育成等が重要な課題となっている。

### (2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進み、担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速させる。平坦部については、分散傾向にある経営農地を効率的に集約できるよう、農業委員会及び農地中間管理機構等との連携のもと、農地中間管理事業等を柱に、農業経営基盤の強化を促進するための措置を講ずる。

また、山間部においても中山間地域総合整備事業で基盤整備された農地を中心に利用集積を推進するとともに、中山間地域等直接支払制度を活用したなかで地域の将来ビジョンを踏まえた営農活動の維持を図る。また、地域の担い手として、認定農業者制度の一層の普及を図るとともに、集落営農組織の育成に対して重点的に支援を図ることとする。

### (3) 関係団体等との連携体制

大多喜町では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

大多喜町は、千葉県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、大多喜町農業の地域特性、即ち複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

大多喜町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う

- ① 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事項に関する事項
- ② 利用権設定等促進事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ 新たに農業を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 平坦部の総元、大多喜、上瀑地区においては、30a区画のほ場整備がほぼ完了しているが、今後高齢者農家が更に増加すると思われるので特に農作業受委託を推進し、利用権の設定に結びつける事業を積極的に展開する。

また、一部に10a区画整備田で排水状況の悪い水田があるので、今後再編整備を推進し、優良農地の確保に努める。

イ 中山間地域の老川、西畑地区においては、農業基盤の整備が進んでいないため積極的に経営体育成基盤整備事業実施を積極的に推進する必要がある。

また、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している耕作放棄地の解消に努める。

さらに、大多喜町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

## 1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事に関する事項

### (1) 第18条第1項の協議の場の設置の方法

#### ア 協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該地区における基幹作物である水稻の農繁期を除いて設定する。

#### イ 開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては、大多喜町の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

#### ウ 参加者

農業者、大多喜町、農業委員会、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の支部員、土地改良区、千葉県、その他の関係者とする。

#### エ 協議すべき事項

協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

#### オ 相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農林課に設置する。

### (2) 第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

### (3) その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

大多喜町は、地域計画の策定に当たって、千葉県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

## 2 利用権設定等促進事業に関する事項

### (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ア 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依じてそれぞれ定めるところによる。
- (ア) 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次のaからdまでに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、a及びdに掲げる要件のすべて）を備えること。
- a 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- b 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- c その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- d 所有権の移転を受ける場合は、上記aからcまでに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- (イ) 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- (ロ) 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- イ 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項の(ア)のa及びbに掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、aに掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ウ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規

定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは法第7条に規定する農地中間管理機構の特例事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

エ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下「政令」という。）第3条で定める者を除く。）次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

(ア) その者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 大多喜町への確約書の提出や大多喜町との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

(ウ) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

オ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、アの規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

カ アからオに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

## (2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払（持分の及び株式付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分及び株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

## (3) 開発を伴う場合の措置

ア 大多喜町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）別記様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

イ 大多喜町は、アの開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続を進める。

(ア) 当該開発事業の実施が確実であること。

(イ) 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

(ウ) 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

## (4) 農用地利用集積計画の策定期期

ア 大多喜町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

イ 大多喜町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

## (5) 要請及び申出

- ア 大多喜町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、大多喜町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- イ 大多喜町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ウ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- エ イからウに定める申出を行う場合において、(4)のイの規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

## (6) 農用地利用集積計画の作成

- ア 大多喜町は、(5)のアの規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- イ 大多喜町は、(5)のイからウの規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ウ ア、イに定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、大多喜町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- エ 大多喜町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集

積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

#### (7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、カの(ウ)に掲げる事項については、(1)のエに定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

ア 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

イ アに規定する者が利用権の設定等（(1)のエに定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

ウ アに規定する者にイに規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

エ アに規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

オ アに規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

カ アに規定する者が(1)のエに該当する者である場合には、次に掲げる事項

(ア) その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃借又は使用貸借の解除をする旨の条件

(イ) その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法第6条の2で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨

(ウ) その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

a 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

b 原状回復の費用の負担者

- c 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- d 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- e その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

キ アに規定する者の農業経営の状況

#### (8) 同意

大多喜町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)のイに規定する土地ごとに(7)のアに規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を越える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りるものとする。

#### (9) 公告

大多喜町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)のアの規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)のアからカまでに掲げる事項を大多喜町の掲示板への掲示により公告する。

#### (10) 公告の効果

大多喜町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

#### (11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

#### (12) 紛争の処理

大多喜町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

#### (13) 農用地利用集積計画の取消し等

ア 大多喜町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより

賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)のエに規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

(ア) その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

(イ) その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

(ウ) その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

イ 大多喜町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

(ア) (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)のエに規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

(イ) アの規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

ウ 大多喜町は、イの規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうちイの(ア)及び(イ)に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を大多喜町の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

エ 大多喜町がウの規定による公告をしたときは、イの規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

オ 大多喜町農業委員会は、イの規定による取消しがあった場合において、当該農用地の所有者に対しての当該農用地についての権利の設定のあっせん等（農地中間管理事業の実施、農地中間管理事業の特例事業の実施）の働きかけ等を行う。

### 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

#### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

大多喜町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

## (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

## (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

## (4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

(イ) 農用地利用改善事業の実施区域

(ロ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

(エ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

(オ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(カ) その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

## (5) 農用地利用規程の認定

ア (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱別記様式第4号の認定申請書を大多喜町に提出して、農用地利用規程について大多喜町の認定を受けることができる。

イ 大多喜町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

基盤強化法第23条第3項のとおり、「実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

- (ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- (イ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- (ウ) (4)のアの(エ)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- (エ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ 大多喜町は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を大多喜町の掲示板への掲示により公告する。

エ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

#### (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

ア (5)のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となること）が確実であると見込まれること、その他の政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、(4)のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

- (ア) 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- (イ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- (ウ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

ウ 大多喜町は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは(5)のアの認定をする。

(ア) イの(イ)に掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

(イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

エ イで規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

#### (7) 農用地利用改善団体の勸奨等

ア (5)のイの認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

イ アの勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### (8) 農用地利用改善事業の指導、援助

ア 大多喜町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

イ 大多喜町は、(5)のアに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、夷隅農業事務所、農業委員

会、農業協同組合、農地中間管理機構の指導助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

#### 4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

##### (1) 農作業の受委託の促進

大多喜町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るための農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

また、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境整備を図る。

##### (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

#### 5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

大多喜町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修や担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

## 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

第1の5に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体と連携の下、次の取組を重点的に推進する。

### (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

#### ア 受入環境の整備

千葉県農業者総合支援センターや夷隅農業事務所、農業協同組合等と連携しながら、就農希望者に対し町内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報、インターンシップの受入れ等）の提供を行う。

#### イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

#### ア 農業者に関する情報の共有と指導支援

大多喜町は、新たに農業経営を営もうとする青年等の営農状況を把握し、夷隅農業事務所や千葉県立農業大学校、農業委員、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して、当該青年等の支援を効率的かつ適切に行うことができるようにする。

#### イ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の「地域計画」との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、就農準備資金・経営開始資金や青年等就農資金、農地利用効率化等支援給付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な

定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### (3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については千葉県農業者総合支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については千葉県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては夷隅農業事務所、農業協同組合組織等、大多喜町認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会や農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

## 7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

ア 大多喜町は、地域収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

イ 大多喜町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

### (2) 推進体制等

#### ア 事業推進体制等

大多喜町は、農業委員会、夷隅農業事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

#### イ 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区等は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、大多喜町農業再生協議会のもと

で相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、大多喜町は、このような協力の推進に配慮する。

(3) その他

この基本構想に定める者のほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成 7年 3月 1日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成12年 3月 1日から施行する。
- 3 この基本構想は、公示の日から施行し、平成18年8月30日から適用する。
- 4 この基本構想は、平成22年6月2日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成26年2月26日から施行する。
- 6 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。
- 7 この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。

## 別紙1（第5の2（1）カ関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、利用権の設定等（その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会その他政令で定める者を除く。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受けた土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社等（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第5号、7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

## 別紙 2 (第 5 の 2 (2) 関係)

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

| ① 存続期間（又は残存期間）   | ② 借賃の算定基準   | ③ 借賃の支払方法  | ④ 有益費の償還   |
|--|---|--|--|
| <p>1 存続期間は6年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて6年とすることが相当でないと認められる場合には、6年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当</p> | <p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される地域の実情を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> | <p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p> | <p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のため</p> |

|   |  |  |   |
|---|--|--|---|
| <p>事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p> |  |  | <p>に費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき大多喜町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p> |
|---|--|--|---|

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

| ①存続期間（又は残存期間） | ② 借賃の算定基準   | ③ 借賃の支払方法 | ④ 有益費の償還 |
|---------------|---|-----------|----------|
| Ⅰの①に同じ。       | <p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Ⅰの②の3と同じ</p> | Ⅰの③に同じ。   | Ⅰの④に同じ。  |

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

| ① 存続期間  | ② 損益の算定基準  | ③ 損益の決済方法  | ④ 有益費の償還 |
|---------|--|--|----------|
| Iの①に同じ。 | <p>1 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p> | <p>Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。</p> | Iの④に同じ。  |

#### IV 所有権の移転を受ける場合

| ①対価の算定基準   | ② 対価の支払方法   | ③ 所有権の移転の時期   |
|--|---|---|
| <p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p> | <p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p> | <p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> |